

Client Alert

2020年 8月

For more information, please
contact:

Nandakumar Ponniya
Principal
Singapore
nandakumar.ponniya@bakermckenzie.com

Zeming Liu
Local Principal
Singapore
zeming.liu@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせは、井上または八木まで:

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

Naoko Yagi (八木 尚子)
+65 6434 2210
naoko.yagi@bakermckenzie.com

シンガポールの新しい倒産法、2020 年 7 月 30 日に発効

概要

シンガポールの倒産、再編、清算に関する法律 (The Insolvency, Restructuring and Dissolution Act : the **IRDA**) は 2020 年 7 月 30 日に発効した。IRDA は、シンガポールの個人破産、企業倒産、債務再編に関する法律を 1 つの法律に統合するオムニバス法である。IRDA は、破産法と会社法の企業倒産及び再建規定にそれぞれ取って代わり、加えてシンガポールの倒産の枠組みに新しい変更を導入しています。

シンガポールの倒産枠組みの主な変更点

シンガポールの個人破産、企業倒産、債務再建に関する法律の変更を実施するため、段階的アプローチが取られた。

フェーズ 1: 2015 年 7 月、破産法は、破産者にとってより再生力のある枠組みを作り、機関債権者が信用を付与する際、財政面の慎重な対応を奨励するため改正された。

フェーズ 2: 2017 年 5 月、会社法は、企業の救済及び再編プロセスを強化し、シンガポールが債務再建の場としての立場を位置付ける為、改正された。フェーズ 2 で導入された主な変更は、以下の通り:

スキームオブアレンジメント制度及び更生管財手続については、資金調達救済を最優先。つまり、他の全ての負債よりも優先されるか、既存の担保権が適切に保護されていれば、他の全ての債務よりも優先されるか、既存の担保権より優先される担保権によって保護される。

スキームオブアレンジメント

- 申請書提出後 30 日間の自動的なモラトリアム。このモラトリアムは、全世界や、再編に関係する会社にも影響を及ぼすことができる。
- 反対する債権者クラスを抑える、クラムダウン制度 (Cram down)。

会社とその主要債権者との間で事前交渉されたリストラクチャリングを実施できる。



更生管財手続

- 企業は、「負債を支払うことが出来なくなる」ではなく、「恐らく負債を支払うことが出来なくなるであろう」ことを示すことで、より早く更生管財手続を開始できる
- 申請に反対する担保を有する債権者は、更生管財手続は、彼らには無担保債権者より不相应に不利となる証拠を見せる必要がある。
- 更生管財手続をシンガポールに關係する外国企業に拡大する。

クロスボーダーの倒産

- リングフェンスは、銀行や保険会社など特定の金融機関にのみ必要
- 国を跨ぐ倒産に UNCITRAL モデル法 を導入

最終フェーズ: この最終フェーズでは、IRDA が破産法及び会社法の企業倒産及び再編成規定にそれぞれ取って代わられる。また、破産法及び会社法では制定されていなかった更なる変更が法律化される。IRDA で導入される変更事項の一部は下記の通り:

個人破産

- 担保を有する債権者は、命令から担保執行までの期間に、債務の利息を請求する意向を 30 日以内に通知する必要がある。
- 債務返済スキームの最大債務閾値が 10,000ドルから 150,000ドルに引き上げらる。

企業債務再編

- 債権者がそのような取り決めに同意し、支持することを条件として、会社を更生管財手続に置く新しい裁判外手続き。
- 新しい規定では、更生管財人が不利な取引を元に戻し、債権者に有害な行為を回避するための訴訟に第三者の資金を獲得できる。
- 倒産解除条項 (ipso facto) 運用に関する新しい制限。再編の期間中、契約当事者は、会社が債務超過または再編手続中であることを唯一の理由として、いかなる会社との契約に基づく、解約、修正または前倒し払いの請求ができない。また、会社との契約条件の解除、会社との契約に基づく権利や義務の終了、または変更はできない。

清算

- 管財人 (Official Receiver) や管財人の事前承認を得た民間清算人によって利用できる、会社の早期清算の新たな手続き。



- 申請者が合理的な措置を講じたにも拘らず、清算人として免許を持つ破産専門家の任命に同意を得ることができない場合を除き、民間の清算人の指名が基本設定で、その後、指名について管財人 (Official Receiver) の承認が必要となる。
- 民事責任が課される前に刑事上の有罪判決の要件を削除する新しい「不法取引」条項。会社が合理的な返済の見通しなしに、債務や負債を被った場合で、会社が支払不能、またはその債務や負債の結果として支払不能となる場合、会社は「不法取引」をしたこととされる。

規制

- 弁護士、公認会計士 (Public Accountant ・ Chartered Accountant) または大臣が定める資格が必要とされる、シンガポールの倒産専門家のための新しいライセンス及び規制体制。

IRDA に基づく規定は、一般に既存又は手続き中の破産、再編手続きには影響を与えない。既存の破産法と会社法の関連規定は、2020 年 7 月 30 日以前に裁判所に既に提出されている特定の既存の訴訟及び係属中の申請に引き続き適用される。

www.bakermckenzie.com

Baker McKenzie Wong & Leow
8 Marina Boulevard
#05-01 Marina Bay Financial Centre
Tower 1
Singapore 018981

Tel: +65 6338 1888
Fax: +65 6337 5100